平成２３年（フ）第２１４号
神戸市兵庫区切戸町６番19号
破産者　旬彩ダイニング雅こと　佐藤　雅幸
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５００号
神戸市兵庫区新開地６丁目１番５―1603号
破産者　浅沼　清香
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―1543号
破産者　伊藤　麻生
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６２号
兵庫県宝塚市伊子志２―15―50　グレース21―202号、住民票上の住所兵庫県西宮市上葭原町４番34号
破産者　髙島　律子
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目28番10―303号、前住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番19号
破産者　菊池　　学
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７００号
札幌市豊平区西岡４条６丁目４番８号
破産者　宮川　敬浩（変更前の名隆）
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４０１号
横浜市西区宮ケ谷58番地６
破産者　清水　正之
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７４号
相模原市緑区二本松３丁目16番22号　ガーデンハイツⅣ101
破産者　池田　照吉
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５８号
広島県三次市十日市西５丁目２番11号
破産者　川島　善人
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第４９４号
長崎県長崎市戸石町1976番地
破産者　鳥越　善五
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３８０号
愛知県春日井市追進町２丁目112番地　カームリー207号、開始決定時の住所島根県出雲市矢野町829番地１　コンヴィスタＢ―203
破産者　奥岨　功也
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０７３号
長野県上伊那郡南箕輪村1536番地７　Ｓ．ＫドリームⅡ８号
破産者　白鳥　英雄
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５７号
名古屋市千種区春岡１丁目７番５号　Ｊ１ビル株式会社ウエスト内
破産者　西尾　充則
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５０号
北海道江別市向ケ丘53番地の７
破産者　安達ゆかり
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９６号
東京都中野区本町６丁目27番８号　プリンスコート1105号、開始決定時の住所川崎市川崎区殿町１丁目13番15号　エクセルコート壱番館102号室
破産者　鈴木　孝行
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１０３号
名古屋市港区川間町１丁目11番地　宝マンション川間町スクエア601、住民票上の住所名古屋市港区船頭場１丁目503番地　ライオンズマンション南陽町第３―204号
破産者　飯田　賢司
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７８号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟1007号
破産者　深尾　富洋
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２０号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟102号、開始決定時の住所名古屋市中区橘１丁目26番６号
破産者　深尾　延子
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部